

# 現場説明書

工 事 名	令和4年度水道配水管敷設工事(No.5東寺内町)	
工事箇所	豊中市東寺内町地内	
工 期	契約締結日 から 令和 5年3月17日まで	
電 送	令和 4年 7月14日 午後 1時00分	
申請・入札	期 間	令和 4年 8月22日 午前 9時00分 から 令和 4年 8月23日 午後 5時00分 まで
	方 法	電子入札システムにより行う。
	回 数	1回を限度とする。
開札日時	令和 4年 8月24日 午前 10時00分	
予定価格(税抜)	事後公表とする	
低入札基準価格(税抜)	事後公表とする	
入 札 保 証 金	豊中市上下水道局会計規定 第 44 条 2 項により免除	
契 約 保 証 金	契約金額の10%に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市上下水道局会計規程(平成13年企業管理規程第2号)第47条又は第49条の規定を適用できる場合はこの限りでない。	
前払金	有(前払率は契約金額の40%以内、中間前払金は契約金額の20%以内。 保証事業会社の保証並びに中間前払については認定手続きが必要)	
部分(中間)払	無	
工 事 内 容	設計図書(設計書、図面及び仕様書等)のとおり	
発 注 者	豊中市上下水道事業管理者	
契約条項を示す場所	豊中市総務部契約検査課	
入 札 心 得	電子入札心得を熟読すること。契約検査課又は市ホームページの電子入札掲示板で閲覧可。	
入 札 の 無 効	電子入札心得において示した条件等に違反した入札は無効とする。	
契 約 の 締 結	契約書を作成する。	
そ の 他	市内総合様式を期間内に提出しない者は入札に参加できない。	
備 考	<p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>★本工事は総合評価一般競争入札(特別簡易型)による発注案件です。 ★市内総合様式1、2、3、4、5、6、7及びそれに伴う添付資料を期間内に、郵送により提出してください。 ★本工事は、建設リサイクル法対象工事です。 ★予定価格(税抜)は153, ■■■,■■■円 です。なお、■部分の金額は開札時に公表します。 ★本工事における現場施工着手予定日は令和4年10月1日とします。</p>	

## 現場説明書(2)

《入札参加者は、以下の手順で手続きを進めてください。》

### ・公告文に記載の期限までに、以下の書類を郵送により提出してください。(期間内必着)

「届出書類」及びそれに伴う添付資料

- ① 技術提案書(市内総合様式1)
- ② 本市における公告日から過去2年以内の工事成績評定点(市内総合様式2)
- ③ 公告日から過去2年以内の同種工事の施工実績(市内総合様式3)
- ④ 品質管理及び安全対策(市内総合様式4)
- ⑤ 配置予定技術者の施工経験及び資格(市内総合様式5)
- ⑥ 地域精通度・地域貢献度(市内総合様式6)
- ⑦ 履行義務違反の有無及び公告日から3年以内の処分歴等(市内総合様式7)

※添付資料にて内容の確認が出来ない場合は加点されない場合があります。

※同日開札日の総合評価一般競争入札(特別簡易型)案件の添付資料について、各案件の添付資料が同一の場合、添付は一部でも構いません(「届出書類(市内総合様式①～⑦)」については、各案件ごとに提出が必要です。)



### ・入札金額とともに以下の書類を電子入札システムから提出してください。

- ① 一般競争入札参加申込書(様式2)
- ② 工事費内訳書(入札参加者用)  
※内訳書の合計金額と入札金額が必ず同一金額になるように作成してください。  
「工事費内訳書について」及び「工事費内訳書(様式例)」は電子入札システムの発注図書から取得(ダウンロード)できます。



### ・落札候補者には、開札時以降に電話連絡します



### ・落札候補者は、公告文に記載の期限までに、以下の書類を持参してください

- ① 一般競争入札参加資格確認審査申込書(落札候補者用)(様式3)
- ② 設計書  
設計図書のうち、( 本工事内訳表 )の箇所。  
※表紙を作成してください。表紙には、工事名・所在地・商号又は名称・代表者職氏名を記入し、届出済の使用印を押印してください。
- ③ 配置技術者の直接的・恒常的な雇用関係を示すものの写し(健康保険者証、監理技術者資格者証等)
- ④ 配置技術者の資格を証するものの写し(実務経験による技術者の場合は経歴書)
- ⑤ 同種工事の施工実績を証するもの  
※当該工事が、(一財)日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に必要事項が登録されている場合は、提出する必要はありません。
- ⑥ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し  
※(一財)建設業情報管理センターのホームページにおける経営事項審査審査結果の公表により最新の総合評定値が確認できる場合は、提出する必要はありません。
- ⑦ 豊中市暴力団排除条例の施行に伴う「誓約書」(元請用)
- ⑧ 社会保険等加入に関する誓約書

## 現場説明書(3)

### 【工事費内訳書の提出について】

・入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付して電子入札システムより提出してください。内訳書の雛型は電子入札システムの発注図書から取得できます。添付された内訳書に日付が入っていなかったり、工事件名が違う等内容に不備がある場合は、入札書が無効になりますので、内容をよく確認し、入札するようにしてください。

### 【配置する現場代理人について】

・監理技術者、主任技術者に加え、現場代理人についても工事を請け負った企業との直接的、恒常的な雇用関係を求めます。

現場代理人についても入札の申込を行う日以前に3ヶ月以上の直接的な雇用関係があることが必要です。(契約書提出時に健康保険証の写し等で確認します)

また、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者は現場代理人として配置できません。

### 【現場施工着手予定日について】

契約締結日から、現場施工着手予定日までについては、現場代理人の常駐義務を緩和し、また、監理技術者等について、専任を要しない期間とします。この期間は他の工事と兼務することができる期間となります。

また、契約締結後、工事担当課との打ち合わせにより、期間を変更することができます。

### 【現場代理人の現場施工期間における常駐義務緩和について】

〈 本工事の契約金額が3,500万円(建築一式7,000万円)以上である場合 〉

工事現場施工期間における常駐義務の緩和は原則できません。

〈 本工事の契約金額が3,500万円(建築一式7,000万円)未満である場合 〉

#### 1. 現場施工期間における常駐義務について

緩和する。  緩和しない。

#### 2. 豊中市発注の他工事との兼務について

可能  可能(ただし、現場を同時施工しないことが条件)  不可

常駐義務が緩和された期間については、監督員と常に携帯電話で連絡が取れるようにし、求めがあれば、工事現場に速やかに向かう等の対応が出来るようにすること。「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がある」と発注者が認めたときは、現場代理人に対して、常駐義務の緩和を解除し、工事現場への常駐を求めます。

### 【現場代理人兼務届について】

兼務を許可された工事において、現場代理人を兼務しようとするときは、現場代理人兼務届を作成し、事前に兼務する工事の担当者に承認を得ること。その後、一般競争入札(事後審査)の場合は、事後審査書類提出時に、指名競争入札または、随意契約の場合は、契約書提出時に契約検査課まで提出してください。

### 【主任技術者兼務届について】

建設業法27条第2項の規定に基づき、専任の主任技術者を兼務しようとするときは、主任技術者兼務届を作成し、事前に兼務する工事の担当者に承認を得ること。その後、一般競争入札(事後審査)の場合は、事後審査書類提出時に、指名競争入札または、随意契約の場合は、契約書提出時に契約検査課まで提出してください。現場代理人も兼務する場合は、現場代理人兼務届も同時に提出してください。

※平成31年4月1日より、現場代理人及び配置技術者等の取扱いに関して、変更を行っております。不明な点がございましたら、入札日までに契約検査課までご確認ください。